

逗子市立体育館条例の一部改正（案）に関する市民意見募集（パブリックコメント）について

1. 意見を募集する趣旨

主な改正内容は、逗子アリーナの利用率を拡大するため使用単位を現在の1枠3時間から1枠2時間に変更し、受益者負担の適正化の観点から逗子アリーナ利用に係る減免制度の廃止と市外利用者（団体）料金の新設等です。

については、逗子市立体育館条例の一部改正（案）の骨子を作成しましたので、皆様からのご意見を募集します。

2. 意見の提出期間

2014年（平成26年）7月28日（月）～8月26日（火）（必着）

3. 意見の提出方法

任意の様式に「逗子市立体育館条例の一部改正（案）への意見」と明記し、住所、氏名、意見をご記入の上、次のいずれかの方法により送付または持参してください。

(1) 文化スポーツ課（市民交流センター内）へ持参 9:00～17:00まで（土曜、日曜、祝日は除きます）

(2) 郵送 (3) ファクス (4) 電子メール（添付ファイル不可）

*注意 電話での受け付けは行いません。また、提出された意見などの原稿等は返却しません。

4. 結果の公表

皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、後日ホームページ等で公表する予定です。ご意見は個人情報を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

また、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

5. 問合せ先

逗子市市民協働部文化スポーツ課（市民交流センター1F）

〒249-0006 逗子市逗子 4-2-11 TEL 046-873-1111（内線 7841） FAX 046-872-3003 Eメール bunkasports@city.zushi.kanagawa.jp

逗子市立体育館条例の一部改正（案）の骨子

■使用単位と利用料金

- 1 利用機会の拡大及び利用枠増加に伴う多様なメニューの提供等を行うため、使用単位（時間）を3時間から2時間に変更。
ただし、認定団体及び市内利用者の1時間当たりの単価は一部を除き従来どおり。
- 2 団体利用については、「認定団体」と「その他」に分け、「その他」は「認定団体」の2倍の料金（設備を除く。）を設定。
- 3 個人利用については、「市内」と「市外」に分け、市外利用者に対し市内利用者の2倍の料金（設備を除く。）を設定。

（1）基本利用料金

【現行】

使用単位(時間)		午前	午後 A	午後 B	夜間
		午前 9 時から正午まで	正午から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
メインアリーナ	半面	円 3,000	円 3,000	円 3,000	円 3,000
	全面	6,000	6,000	6,000	6,000
サブアリーナ		3,000	3,000	3,000	3,000
格技室	第 1 格技室	1,500	1,500	1,500	1,500
	第 2 格技室	1,500	1,500	1,500	1,500
	全面	3,000	3,000	3,000	3,000
会議室	第 1 会議室	1,800	1,800	1,800	1,800

第2会議室	600	600	600	600
第3会議室	600	600	600	600
第2・3会議室	1,200	1,200	1,200	1,200

【改正案】

施設区分		使用単位 (時間)	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>	<u>E</u>	<u>F</u>
			<u>午前9時から 午前11時まで</u>	<u>午前11時から 午後1時まで</u>	<u>午後1時から 午後3時まで</u>	<u>午後3時から 午後5時まで</u>	<u>午後5時から 午後7時まで</u>	<u>午後7時から 午後9時まで</u>
メインアリーナ	片面	認定団体	円 <u>2,000</u>	円 <u>2,000</u>	円 <u>2,000</u>	円 <u>2,000</u>	円 <u>2,000</u>	円 <u>2,000</u>
		その他	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>
	全面	認定団体	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>
		その他	<u>8,000</u>	<u>8,000</u>	<u>8,000</u>	<u>8,000</u>	<u>8,000</u>	<u>8,000</u>
サブアリーナ		認定団体	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>
		その他	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>
格技室	第1	認定団体	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>
		その他	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>
	第2	認定団体	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>
		その他	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>
	全面	認定団体	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>
		その他	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>

会議室	第 1	認定団体	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		その他	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	第 2	認定団体	400	400	400	400	400	400
		その他	800	800	800	800	800	800
	第 3	認定団体	400	400	400	400	400	400
		その他	800	800	800	800	800	800

備考：1 「認定団体」とは、10名以上の団体であって、7割以上を市内に在住、在勤、在学する者で構成された団体を言う。

2 「認定団体」の登録の有効期間は、毎年3月31日までとし、4月1日に更新する。

3 抽選予約申し込みは、「認定団体」のみとする。

(2) 共用利用料金

【現行】

使用単位(時間) 施設区分	午前	午後 A	午後 B	夜間
		午前 9 時から正午まで	正午から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 6 時まで
メインアリーナ	各使用単位につき			
サブアリーナ	大人 300 円			
第 1 格技室	小人(小・中学生) 100 円			
第 2 格技室	小学生未満 無料			
トレーニングルーム	1 回 300 円			

【改正案】

施設区分	使用単位 (時間)	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>	<u>E</u>	<u>F</u>
			<u>午前 9 時から</u> <u>午前 11 時まで</u>	<u>午前 11 時から</u> <u>午後 1 時まで</u>	<u>午後 1 時から</u> <u>午後 3 時まで</u>	<u>午後 3 時から</u> <u>午後 5 時まで</u>	<u>午後 5 時から</u> <u>午後 7 時まで</u>
メインアリーナ	各使用単位につき						
サブアリーナ	<u>大人 市内：200 円、市外：400 円</u>						
第 1 格技室	<u>小人(小・中学生) 100 円</u>						
第 2 格技室	小学生未満 無料						
トレーニングルーム	<u>1 回 市内：300 円、市外：600 円</u>						

備考：「市内」とは、市内に在住、在勤、在学する者を、「市外」とは、それ以外の者を言う。

■減免制度

逗子市行財政改革基本方針（計画期間 2011 年度から 2014 年度）における「受益者負担の適正化」に基づき、施設使用料の減免の基本方針が示された。その中で、「本市及び本市の機関との共催事業」については 5 割減額とし、その他の政策誘導的な減免措置は、原則的に障がい者への施策を除き廃止することとなったため改正するもの。

現行	改正案
財団法人逗子市体育協会が体育目的のために使用する場合 <u>全額免除</u> 市内の団体が体育目的のために使用する場合 <u>5 割減額</u>	<u>廃止</u>

■その他

- ・ 条例案の施行予定時期 平成 27 年 4 月 1 日～

・パブリックコメント期間 平成 26 年 7 月 28 日（月）～平成 26 年 8 月 26 日（火）